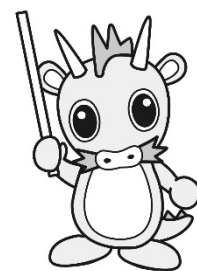


男女共同参画施策に関する 苦情の申出制度

この制度は、市が実施する施策について、「この表現はおかしいのでは?」「このままでは、みんな困っているのでは?」など、市民の皆さんから寄せられた男女共同参画に関する苦情の申出を、さいたま市男女共同参画のまちづくり条例第12条に基づき、苦情処理委員が中立、公正な立場で適切に処理するものです。



さいたま市

市民局 市民生活部 人権政策・男女共同参画課
男女共同参画推進センター

〒330-0854 さいたま市大宮区桜木町1-10-18
シーノ大宮センタープラザ3階
TEL : 643-5816 FAX : 643-5801
E-mail : danjo-kyodo-kikaku@city.saitama.lg.jp